

労働災害防止、労働安全衛生対策について

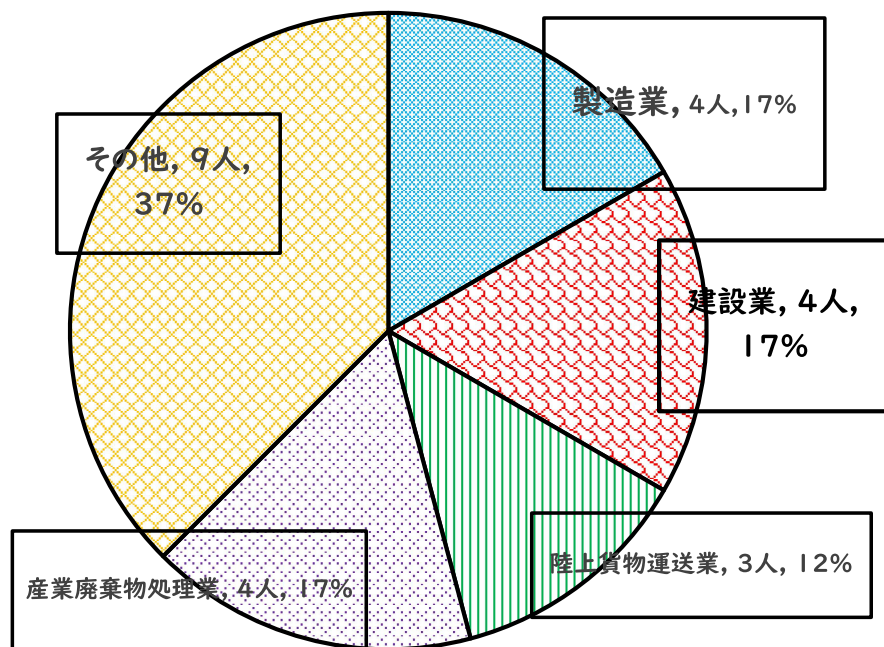
令和8年10月15日
川口労働基準監督署 安全衛生課

令和7年の労働災害発生状況（確定値）

業種別内訳

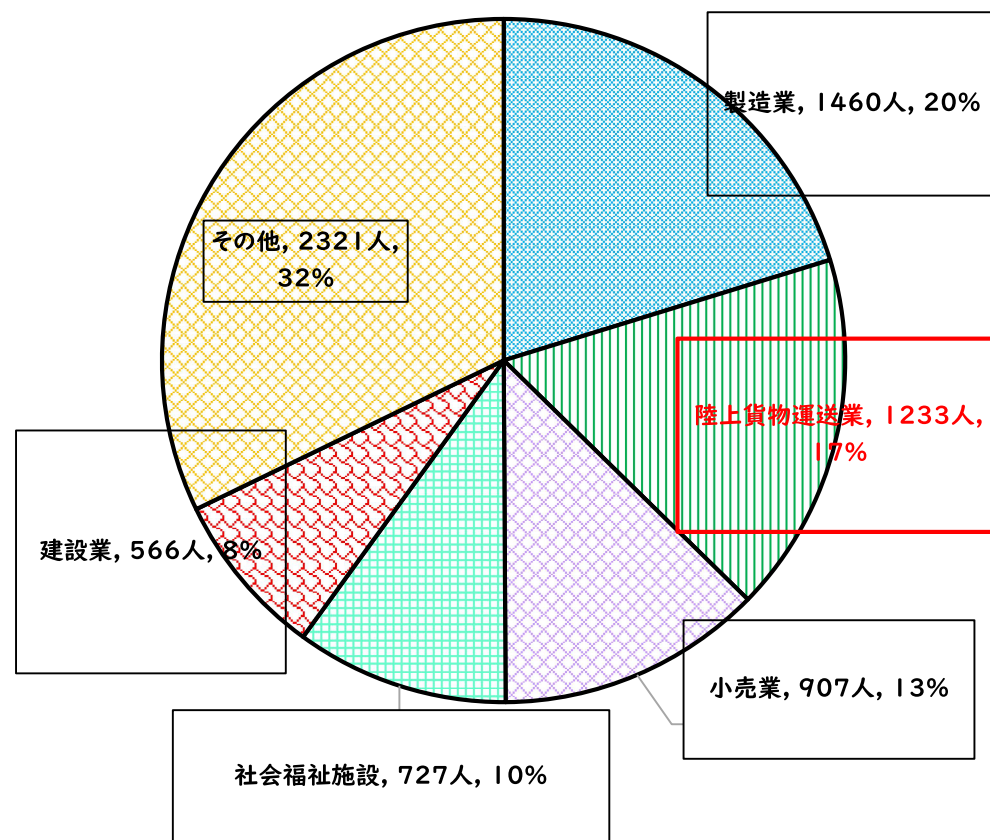
死亡者数

24人（前年比-27.3%）



休業4日以上之死傷者数

7,214人（前年比-2.1%）



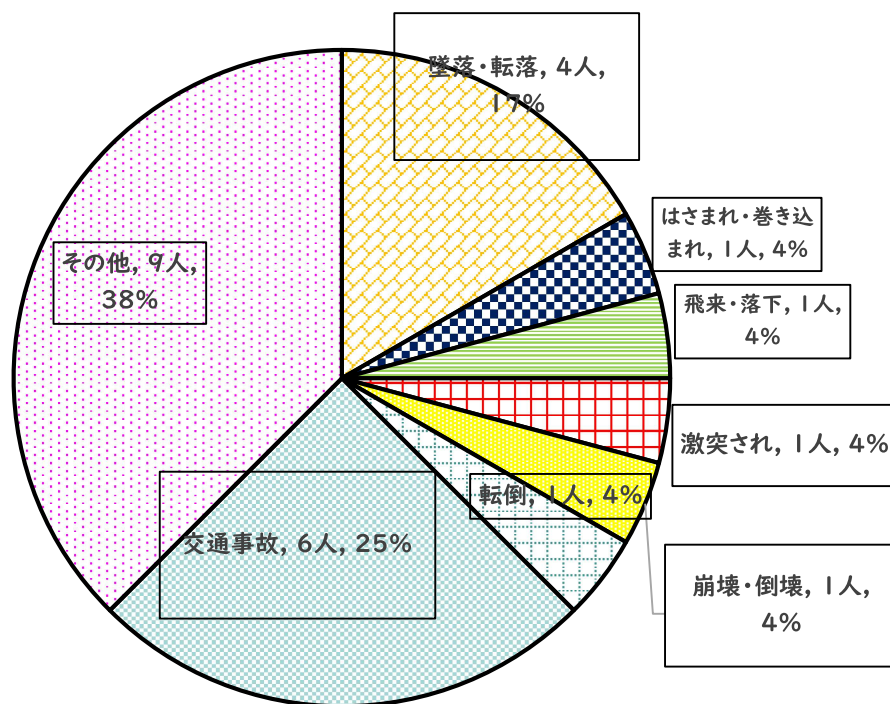
※新型コロナウイルス感染症に係るものを除く

令和7年の労働災害発生状況（確定値）

事故の型別

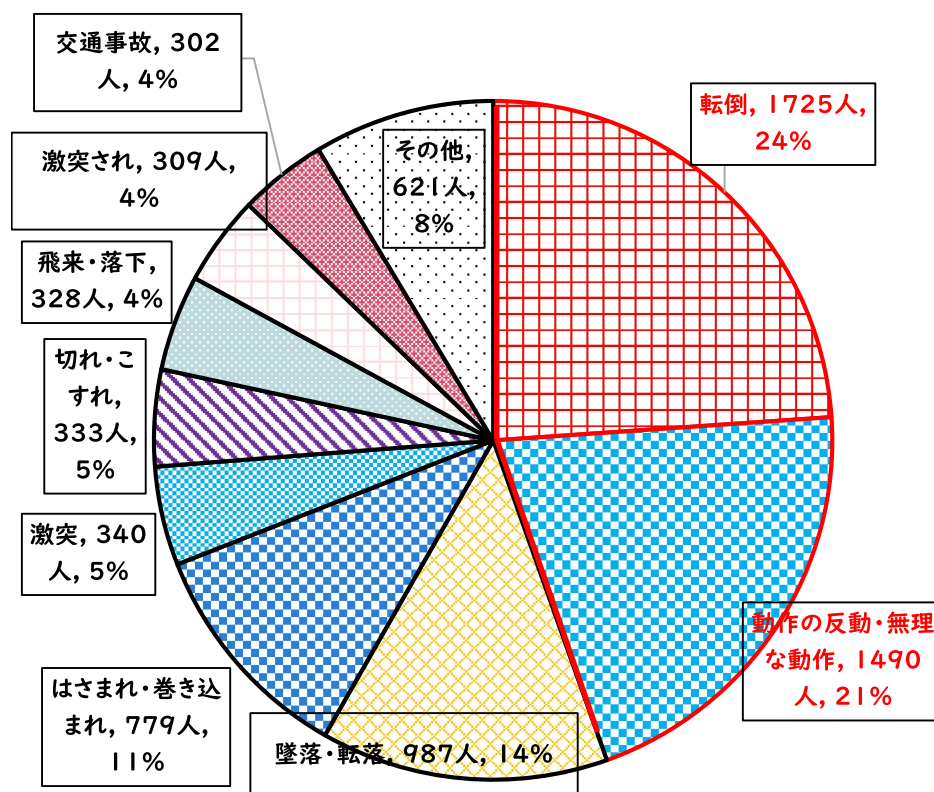
死亡者数

24人（前年比-27.3%）



休業4日以上の死傷者数

7,214人（前年比-2.1%）

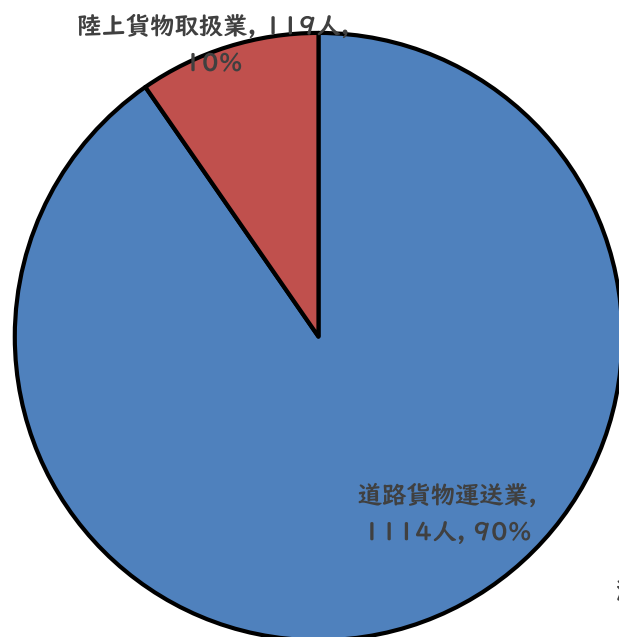


※新型コロナウイルス感染症に係るものを除く

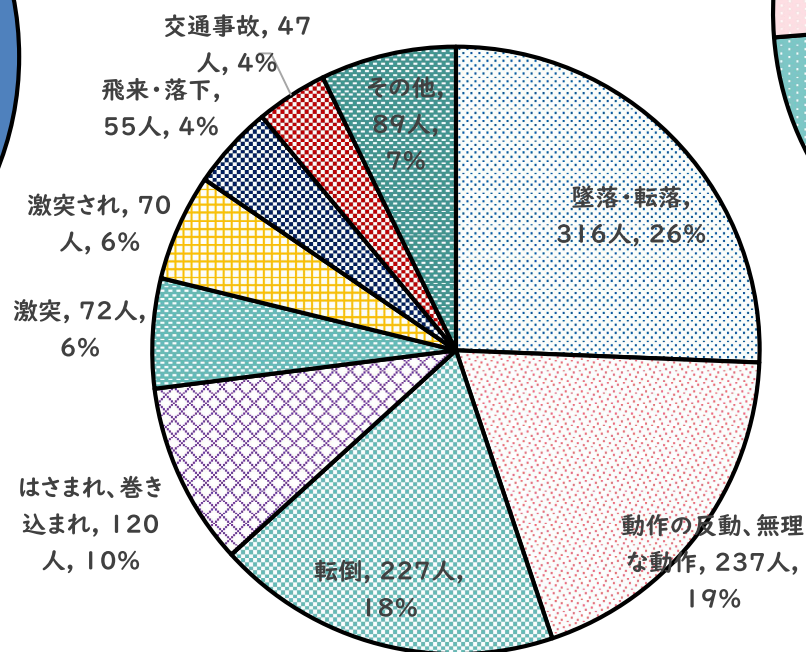
令和7年の労働災害発生状況（陸上貨物運送業）

死傷災害1233人の内訳

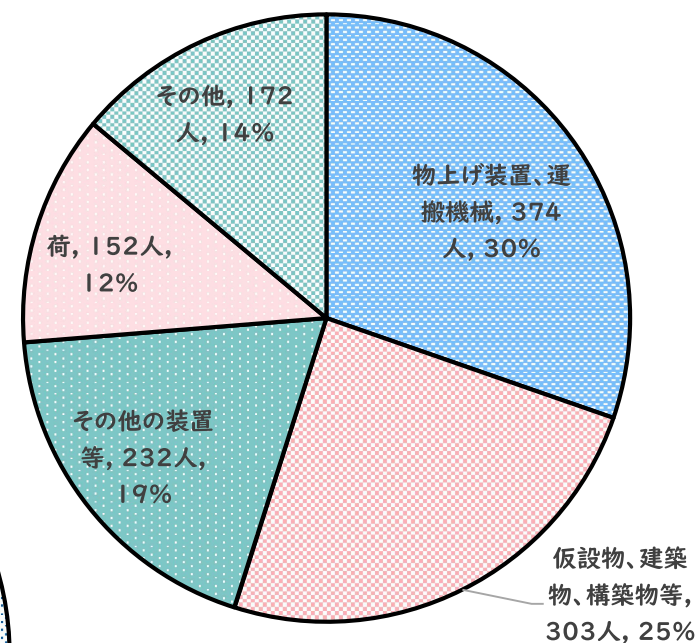
業種別



事故の型別



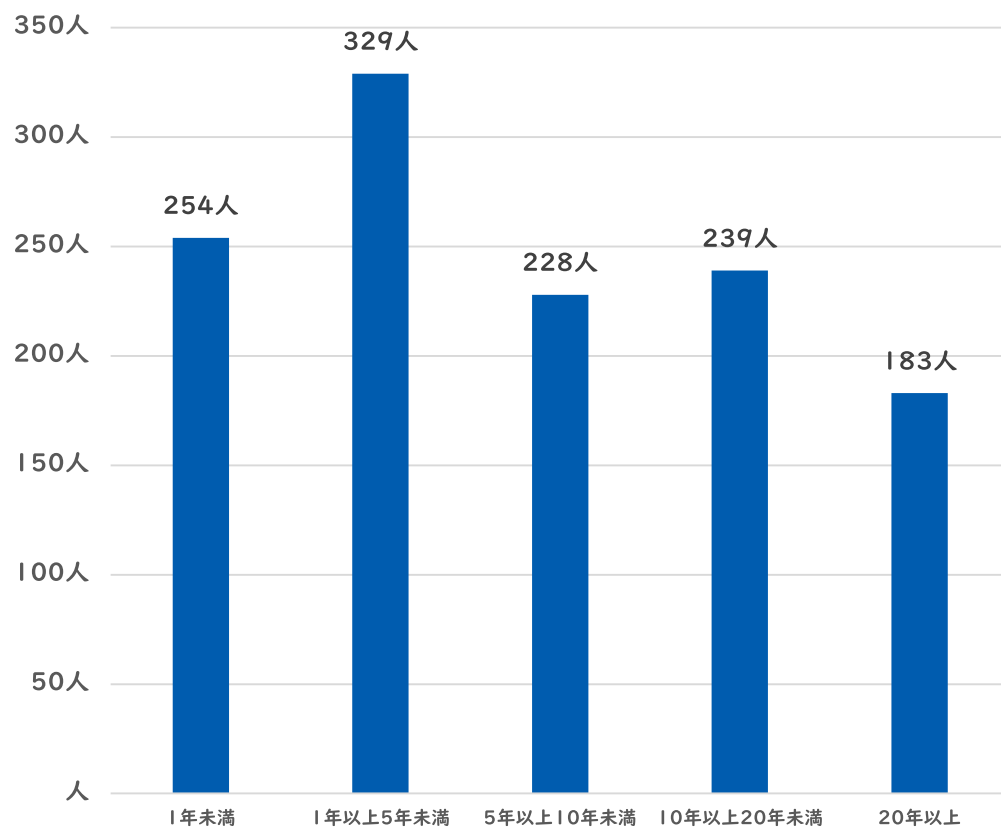
起因物別



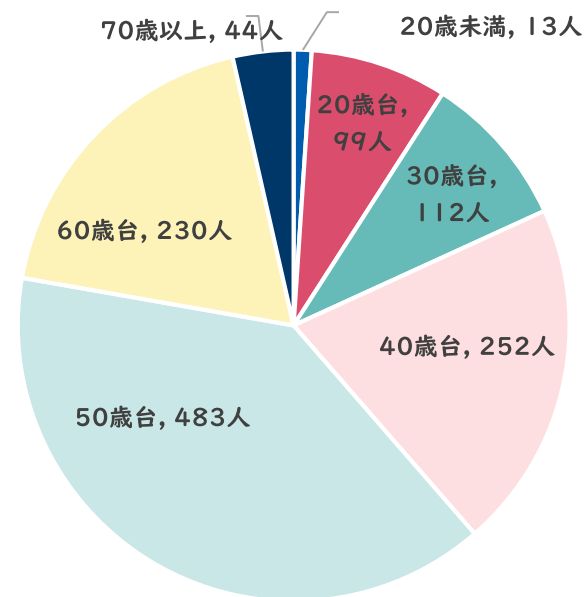
令和7年の労働災害発生状況（陸上貨物運送業）

死傷災害1233人の内訳

経験期間別



年齢別



令和7年 死亡災害発生事例（抜粋）

※「脳・心臓疾患」「精神障害」「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	2月	13時	陸上貨物 運送業	10～ 49人	50歳台	配送先において、トラックの荷台で作業中に仮置きされた荷（空パレット）を押し込んだところ、上段の2枚が被災者側に崩落し、激突したものの。	崩壊・倒壊	荷姿のもの
2	2月	6時	警備業	300人～	80歳台	勤務交代時に道路を横断しようとした際につまづき、トラックと接した。	交通事故	トラック
3	4月	2時	陸上貨物 運送業	100～ 299人	20歳台	高速道路において、被災者の運転していたトラックが、渋滞していた車列に追突したものの。	交通事故	トラック
4	9月	17時	建設業 (その他)	10～ 49人	50歳台	同僚が運転するトラックで資材を倉庫へ取りに行く道中、交差点で右折してきた対向車を避けようとして信号柱に衝突したものの。トラックの運転手は軽症であった。	交通事故	トラック
5	10月	2時	陸上貨物 運送業	1～9人	70歳台	トラックの荷台に積みこんである高温のアスファルトの上で、うつぶせに倒れている状態で発見された。	高温・低温 のものとの 接触	危険物・有害物

令和8年 死亡災害発生事例（抜粋）

令和8年6月末日集計
※「脳・心臓疾患」「精神障害」「新型コロナウイルス感染症」に係るもの及び調査中のものは除く

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	1月	7時	製造業	10～49人	60歳台	トラックの後方付近で出血した被災者が倒れているところを発見され、その後死亡した。	墜落・転落	トラック
2	2月	13時	陸上貨物運送業	10～49人	50歳台	高速道路における計5台のトラック等による多重追突事故により、トラックの運転者が死亡した。	交通事故	トラック
3	2月	13時	建設業（土木）	10～49人	60歳台	横断歩道の塗替え作業に従事していた被災者が横断歩道を歩行していたところ、交差点を右折してきたパッカー車にひかれ、その後死亡した。	交通事故	トラック
4	2月	15時	建設業（その他）	50～99人	60歳台	道路上に停車した高所作業車の付近で作業していた被災者が、走行してきた軽乗用車と高所作業車にはさまれ、その後死亡した。	交通事故	乗用車・バス・バイク
5	3月	8時	陸上貨物運送業	1～9人	50歳台	おがくずをトラックに積み込む作業を行っていたトラックの運転者が、おがくずに埋もれているところを発見され、その後死亡が確認された。	崩壊・倒壊	その他の材料
6	5月	2時	新聞販売業	10～49人	70歳台	バイクの運転中、交差点でトラックに衝突され、その後死亡が確認された。	交通事故	トラック
7	6月	4時	新聞販売業	10～49人	30歳台	原動機付自転車を運転中、交差点で乗用車と衝突し、その後死亡した。	交通事故	乗用車、バス、バイク

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（Ⅰ）

陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン

荷役作業の安全対策ガイドライン

（平成25年3月25日付け基発0325第1号）
（改正 令和5年3月26日付け基発0328第5号）

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策
 - ・動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整・役割分担
 - 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整
 - 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

連絡調整

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

（平成20年4月3日付け基発第0403001号）

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- 荷主・元請事業者による配慮等
 - ・過積載運行の防止
 - 改善基準告示の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

荷役作業の安全対策ガイドライン

基本的な対策

- ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか**事前に確認**すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。
- イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。
- ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具（**保護帽、安全靴**等）を着用させること。
- エ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために**必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善**、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない**荷役作業場所の確保、安全な通路の確保**等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。
- オ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、**荷主等に対し改善を求める**こと。

荷役作業の安全対策ガイドライン

墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、**貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認**すること。
また、資材等が置かれている場合には**整理・整頓**してから作業を行うこと。
- ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（**一度地面に降りて移動**すること。）。
- ③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り**地上から又は地上での作業**とすること。
- ④ 墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）を取り付ける設備がある場合は、**要求性能墜落制止用器具を使用**すること。
- ⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、**墜落時保護用の保護帽を着用**すること。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
- ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、**耐滑性のある靴（Fマーク）を使用**すること。
- ⑨ **あおり**を立てる場合には、**必ず固定**すること。
- ⑩ 最大積載量が2t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、**昇降設備を使用**すること。
最大積載量が2t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
- ⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、**三点確保**（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。

イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台の**あおりに乗っての作業を避ける**こと。

ウ 貨物自動車の荷台への**昇降設備を用意**すること。

エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に要求性能墜落制止用器具取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

荷役作業の安全対策ガイドライン

転倒による労働災害の防止対策

ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の**床・地面の凹凸等を確認**すること。
また、資材等が置かれている場合には**整理整頓**してから作業を行うこと。
- ② **後ずさりでの作業**はできる限り**しない**こと。

イ 荷役作業場所等に合わせて、**耐滑性、屈曲性のある安全靴**を使用させること。

ウ 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等の**つまずきの原因をできるだけなくす**こと。

エ 荷役作業場所の**段差をなくす、手すりを設置**する、床面の**防滑対策**を講じる等、設備改善を行うこと。

オ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ**台車等を使用**させること。

荷役作業の安全対策ガイドライン

動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された各対策を講じること。

イ 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

① 荷役作業を行う前に**準備運動**を行うこと。

特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、**直ちに荷役作業を行わず**、少なくとも数分間は立った姿勢で**腰を伸ばす**こと。

② 中腰の作業姿勢など**不自然な作業方法をとらない**こと。

③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、**荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す**こと。

④ 重量の重い荷は、**2人以上**で扱うこと。

⑤ できるだけ**台車等を使用**すること。

ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう**施設、設備を改善**すること。

エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、**作業者の負担が軽減されるように配慮**すること。

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策（２）

陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項

重大な災害事例に学ぶ 「荷役5大災害」防止のポイント

周知用パンフレット等はこちら：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>



1トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

→ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2トラック・荷台等での荷崩れによる災害

→ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3フォークリフト使用時における災害

→ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は定められた **ルール（作業計画等）に基づき適切に行動**すること

4トラックの無人暴走による災害

→ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置**を行うこと

（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

5トラック後退時における災害

→ 後退誘導に係る**ルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

周知用パンフはコチラ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098500.html>

安全に作業するための8つのルール

1 段差、傾斜のある場所での取扱い

事故の起こりやすい場所であることを考慮し細心の注意を払って作業

2 作業服、作業靴、保護具

3 ロールボックスパレットの基本操作

両手操作や適切な手の位置などの基本操作の徹底

4 「押し」「引き」「よこ押し」

それぞれのメリット、デメリットを理解し適切に操作

5 複数人での取扱い

指揮者を決め声を掛け合い慎重に作業

6 荷物の積載

基本的な積み方をマスターし、荷崩れを防ぐ

7 折りたたみ・組み立て・積み重ね

折りたたむと不安定になるので転倒に注意

8 テールゲートリフターでの取扱い

昇降時等における安全な作業方法



ロールボックスパレット

使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットを使う時は、次のチェックリストで、基本の作業方法を点検しましょう。あなたや周りの人たち、そしてあなたの運ぶ大切な荷物を守るため、**すべての項目にチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。**

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	倒れそうになったら無理に支えず逃げること 人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です
☐	停止時は必ずキャストーストッパーを使用すること わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります
☐	両手で持って運搬すること 片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

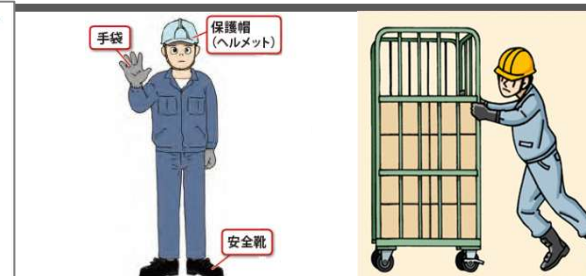
安全に作業するための8つのルール



とても便利なロールボックスパレットですが、下敷きや手足の負傷による事故などが多発しています。ロールボックスパレットは、作業中に人が立ち入る危険な場所を、荷物の移動や積み下ろしの際に、作業員の手や足を保護するための装置です。この装置は、荷物の移動や積み下ろしの際に、作業員の手や足を保護するための装置です。この装置は、荷物の移動や積み下ろしの際に、作業員の手や足を保護するための装置です。

このリーフレットでは、ロールボックスパレットを使うときに、守ってほしい8つのルールを紹介しています。ぜひ、お読みください。安全に作業するために。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」もご確認ください。



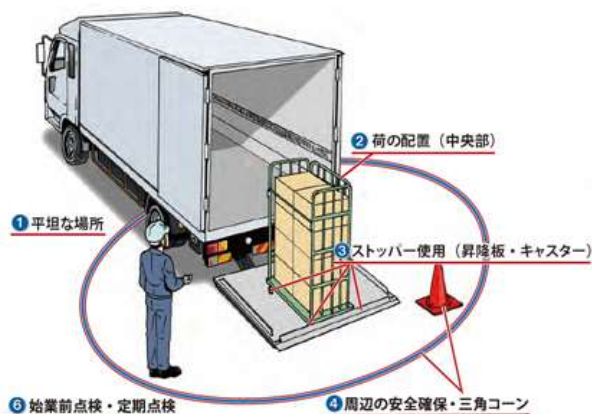
テールゲートリフターのチェックリストは裏面へ▶

テールゲートリフターを安全に使用するために

周知用パンフはコチラ: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212478.html>

守るべき基本ルール 6

- 1 平坦な場所で使用する
- 2 積載重量を遵守し、昇降板の中央部に荷を配置する
- 3 昇降板・キャスターそれぞれのストッパーを使用する
- 4 周囲の安全を確保し、三角コーン等を配置する
- 5 作業にふさわしい装備をする
- 6 始業前点検・定期点検を実施する
(点検事項は各社取扱説明書を参照)



使用場面別ルール 11

- 1 地面を背にして後退りしない
- 2 昇降板上で作業できるスペースを確保する
- 3 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する
- 4 昇降板等の傾きによる荷の動き出しに注意する
(荷が動き出したら無理に支えない!)
- 5 昇降板のストッパーを踏みながら運搬しない
- 6 昇降板の先端部と地面の段差に注意する
- 7 作業者は原則として昇降板に乗ったまま移動(昇降)しない
- 8 移動する時は昇降板を地面と荷台の中間で止めて、ステップとして昇り降りする
- 9 昇降板から荷がはみ出さないようにする
- 10 昇降板から少し離れた横に立ち、昇降板の周辺から目を離さない。
- 11 動作中の昇降板には触らない、近寄らない

(詳細については各社取扱説明書を参照して下さい。)

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

概要

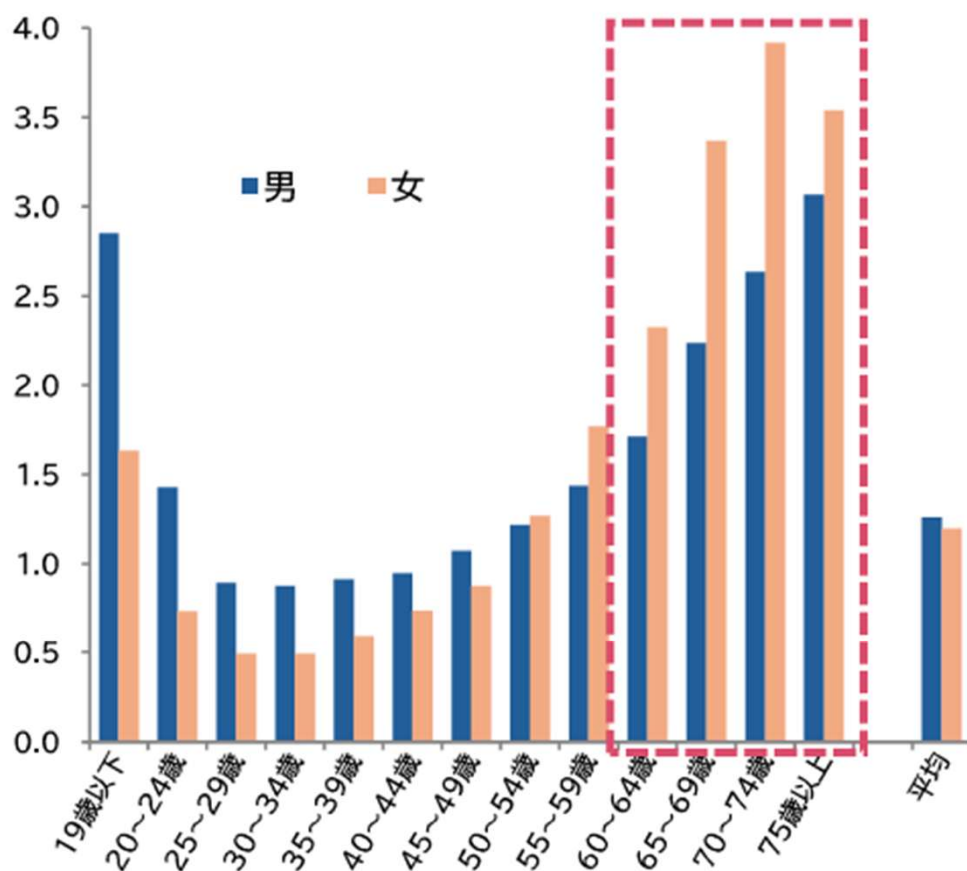
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。



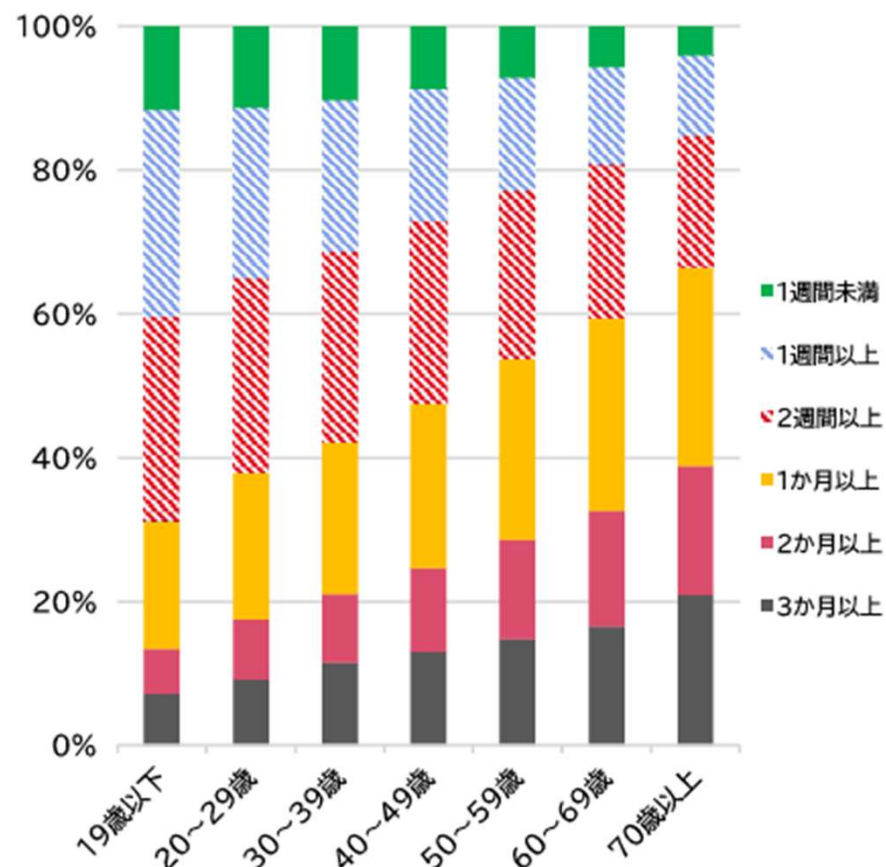
高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)



年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

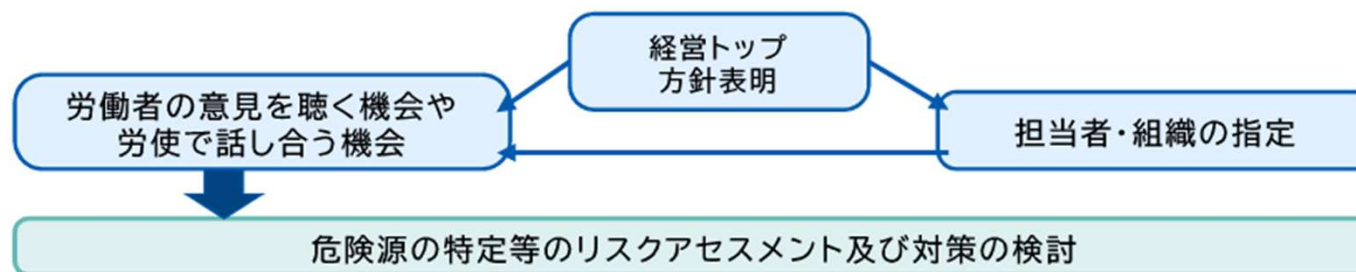
高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

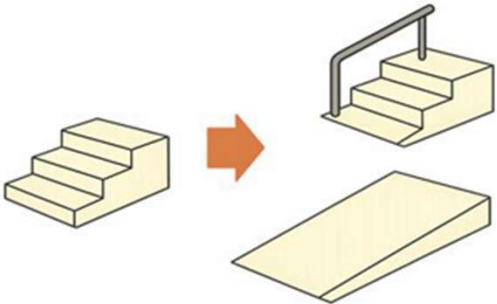
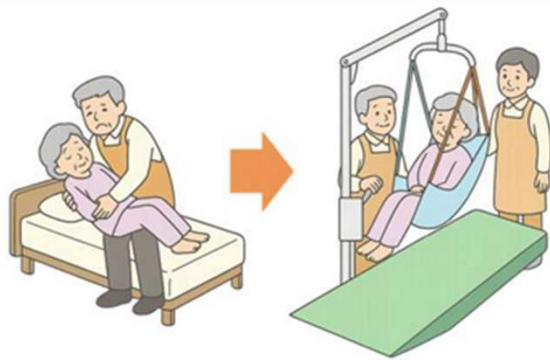
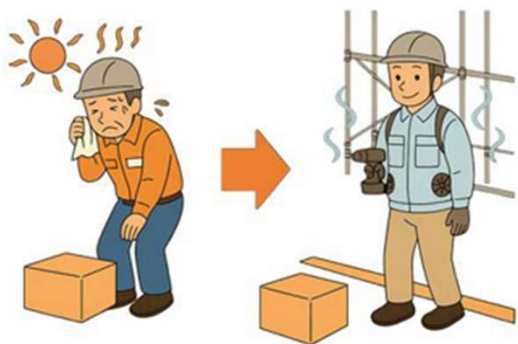


高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価
セルフチェック表



厚生労働省

全身持久力の
評価方法

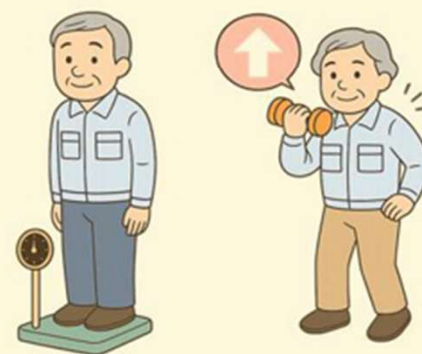


労働安全衛生総合研究所

新体力テスト



スポーツ庁



高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

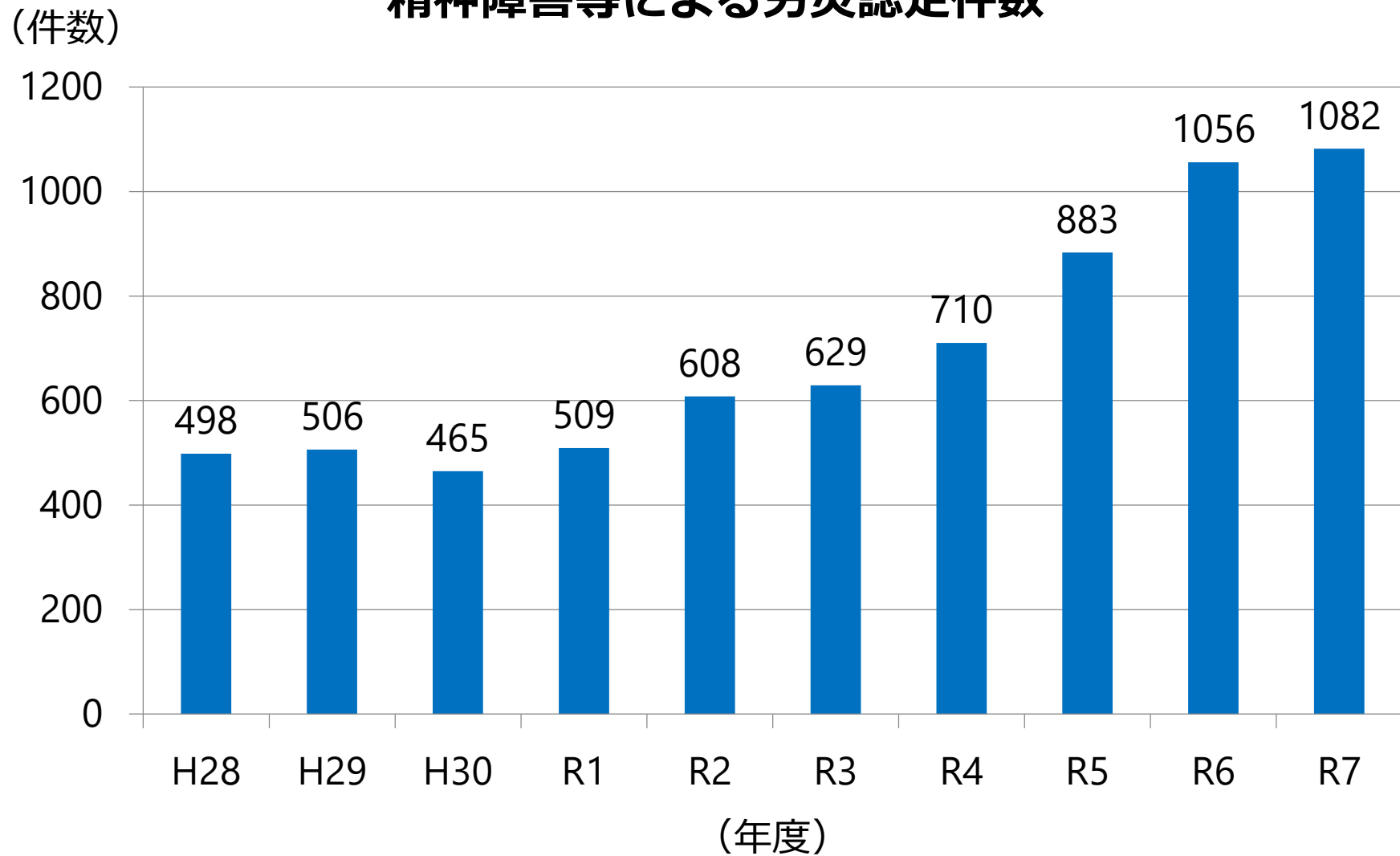
高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

職場のメンタルヘルス対策

精神障害等による労災認定件数



職場のメンタルヘルス対策

4つのケア

セルフケア

事業者は労働者に対して、次に示すセルフケアが行えるように教育研修、情報提供を行うなどの支援をすることが重要です。

また、管理監督者にとってもセルフケアは重要であり、事業者はセルフケアの対象として管理監督者も含めましょう。

- ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解
- **ストレスチェック**などを活用したストレスへの気付き
- ストレスへの対処

ラインによるケア

- 職場環境等の把握と改善
- 労働者からの相談対応
- 職場復帰における支援、など

事業場内産業保健スタッフ等 によるケア

事業場内産業保健スタッフ等は、セルフケア及びラインによるケアが効果的に実施されるよう、労働者及び管理監督者に対する支援を行うとともに、次に示す心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を担うことになります。

- 具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案
- 個人の健康情報の取扱い
- 事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口
- 職場復帰における支援、など

事業場外資源 によるケア

- 情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用
- ネットワークの形成
- 職場復帰における支援、など

労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）

平成18年3月31日策定

平成27年11月30日改正

職場のメンタルヘルス対策

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック
が義務になります！



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

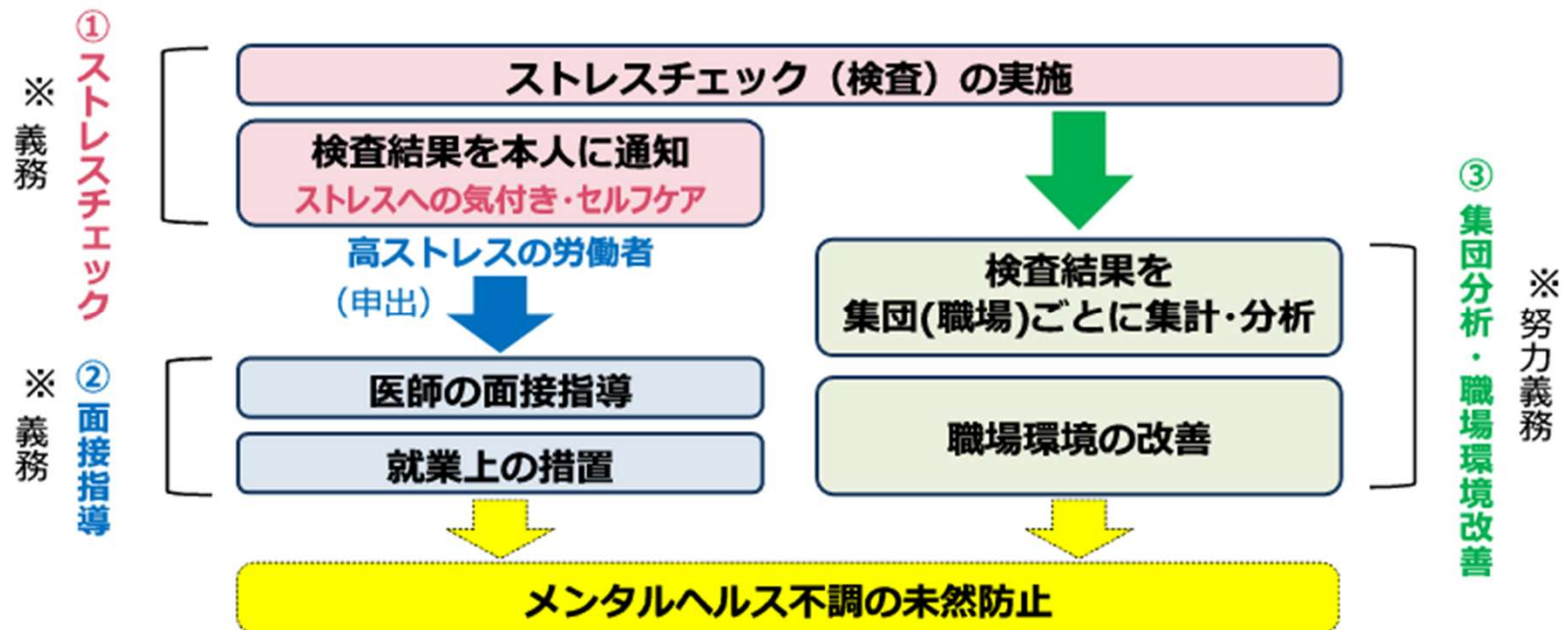
ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度の概要

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、
 - ① 労働者に、**自身のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、**医師の面接指導の機会の提供**、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、
 - ③ 集団分析を通じて**職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善**につなげます。

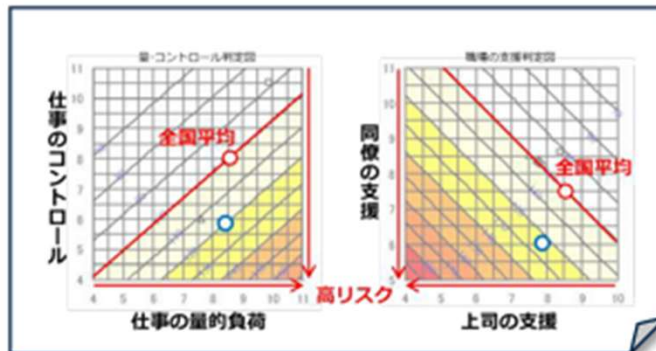


集団分析に関する留意点

集団分析・職場環境改善

事業者には、個人が特定されないように、**個人結果を集団（事業場、職場等の単位）ごとに集計・分析した結果**が提供されます。

集団分析結果の例「仕事のストレス判定図」



集団分析結果を活用して、**職場環境の改善**に組織的に取り組みましょう。



集団分析に関する留意点

- ◆ 集団分析は、**個人が特定されない方法**で実施する必要があります。
- ◆ 集計・分析の単位が **10人を下回る場合**には、個人が特定されるおそれがあることから、**原則として集団分析を実施してはいけません**。
 - ※ 10人を下回る場合でも、以下の例のような個人が特定されるおそれのない方法により、集団分析を実施することが可能です。
 - ・ ストレスチェック調査票の全57項目の合計点について集団の平均値を求める方法
 - ・ 「仕事のストレス判定図」を用いて分析する方法(ただし、これらの方法であっても、極端に少人数の場合は個人の特定につながるため不適切)
 - ※ 特に、事業場自体が小規模の場合には、10人以上のより大きな集団を構成するよう工夫した上で、集団分析を実施するようにしてください。

様式第6号の3(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	
対象年 7:平成 9:令和 → 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 年分	検査実施年月	7:平成 9:令和 → 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1~9月は右↑10~9月は右↑	
事業の 種 類	事業場の名称		
事業場の 所在地	郵便番号() 電話 ()		

		在籍労働者数	□□□□□ 人 右に続けて記入する↑
検査を実施した者 □	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。）、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3:外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師	検査を受けた労働者数	□□□□□ 人 右に続けて記入する↑
面接指導を実施した医師 □	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師（1以外の医師に限る。） 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	□□□□□ 人 右に続けて記入する↑
集団ごとの分析の実施の有無 □	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない		

産 業 医	氏 名 所属機関の 名称及び所在地
-------------	-----------------------------

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受 付 印



労働安全衛生法関係の
届出・申請等帳票印刷に係る
入力支援サービス

文字サイズ 小 **中** 大

ひと、くらし、みらいのために
 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

[本サービスについて](#)

[サービス利用方法](#)

[よくあるご質問](#)

[お知らせ](#)

[アンケート](#)

労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス



帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)



帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)



職場のメンタルヘルス対策

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ(社労士、心理職、保健師等)による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：(全国统一ナビダイヤル)

0570-031050

受付時間：平日10:00～17:00
(土日祝日、年末年始は除く)

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報(メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など)を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」



御清聴ありがとうございました。

ご安全に！

